

# 法と社会と私たち

## ねらい・目的

裁判員制度が始まってから「人が人を裁くこと」の大きさ、重さのみが新聞等で取りあげられているが、実は「法やきまり」というのは我々の身近なところにも存在しており、身近な「きまり」によって我々の生活や社会が守られているといえる。これからの私たちの「生きる力」として、「法やきまりは遠い誰かのためにあるのではなく、他でもない私たちのためにあること」を認識し、「論理的に考えること」「自分の意見を、相手に正確に伝えられること」といった力を育むことを目標とした。

## 「死刑制度の存廃」グループ

日本の死刑制度は、犯罪の抑制、受刑者への最高刑として与えられている。日本の死刑制度には、「永山基準」というものがあり、犯罪の性質や動機、犯人の年齢、前科などを基準に決められる。世界各国では死刑が廃止されているが、日本を始めとするアジアではまだまだ死刑制度が残っている。本当に犯罪抑止力になっているのか調査した結果、死刑制度を廃止しているアメリカのある州では、死刑がないにもかかわらず犯罪発生率が低下していた。これにより、必ずしも「犯罪抑止効果」を理由とはできないとわかった。また、附属桃山中学校2年3年にアンケート調査を試みた。賛成と反対がほぼ同数であり、「わからない」と判断を決めかねる回答も目立った。現実の犯罪には、「死にたいからやった。」「自暴自棄」といった動機のものが増加しつつあり、犯罪抑止効果が期待できない。このような犯罪者を生まない社会を築き、犯罪防止に努めることが大切だと思った。

## 「少年犯罪の心理」グループ

一般刑法犯で検挙された人のうち、少年は約8万6000人と27パーセントを占める。さらにこのうち過去に検挙・補導された再非行少年の割合は32パーセントと高い。1998年から13年連続で上昇し、過去最悪となった。(朝日新聞調べ) 法務省は少年院に入った少年らの出院後の状況を追跡調査した。犯罪白書は、保護観察終了後に続く数年間は、特に犯罪のリスクが高い。問題性の解決と就労の生活基盤の安定を図るべきだ。少年の性格、家庭のタイプ、犯罪の様態を分析し、問題点をまとめた。少年は、周りの環境、特に家庭環境に大きく影響されていることがわかった。そのため、学校、児童相談所、家庭裁判所、病院などの関係機関が積極的に連携し、親子を支えていく必要があると思った。

## 「日本の医療制度と医師法」グループ

医師で作家でもある海堂尊氏の著作をきっかけに、日本の医療制度の偏りと問題点を調査したいと考え、実施した。日本の病院には、地域による医師の偏り、診療科別の偏り(特に産婦人科の医師が激減している。)、人口1000人あたりの医師・看護婦数の人数が世界的に少ない、日本の医療レベルはトップレベルなのに患者の満足度が低い、といった問題点が見つかった。また、医師の勤務体系も厳しく、連続勤務のあと代休すら取れない医師が96パーセントもいることがわかった。事件の具体例として、「福島県立大野病院医療事故」を取り上げ、事件の問題点を探った。癒着していた子宮の帝王切開手術の際、赤ちゃんは助かったが母親が死亡し、訴訟になった事案である。事故原因は、癒着胎盤の無理な剥離、対応する医師の不足とされている。問題点に対する対策は、医師を増やすことであると結論した。社会見学で子どもに医師になりたいと思ってもらう→医師の増加→医師不足の地域にも医師が流れる→患者の満足度が上がる→医師が増えるという好循環になることを提案したい。

## 「保護動物密貿易調査」グループ

国際的にレッドリストに載っている動物・昆虫類を密輸する事件が後を絶たない。あるハチドリは、生きたままガムテープでぐるぐる巻きにしてズボンの中に隠されていた。ホウシャガメはペットとしての人気が高く、インターネットでの取引では一匹数十万円で取引されている。なぜ密輸が無くなるのか。それは、違法と知っていても飼う人間がいるからだ。法律上の「動物」の定義をみると、魚類・両生類・昆虫類がなぜ含まれていない。また、動物取扱業の登録に関しても、かなり甘い対応がなされている。世界的には、絶滅動物やその危機に瀕した動物の取引を禁じるワシントン条約が有名である。しかし、日本の法律では、「学術研究目的」として、「動物園」として届ければOKであると調べてみて判明した。管轄は経済産業省である。日本では、「動物園」と名乗る施設に基準を設けていない。これが大きな問題点の一つである。海外では、動物園はライセンス制であり、基準が設けられている。これが一般的であろう。一番悪いのは、一部の「悪徳業者」と一部の「動物マニア」であるが、法を整備し、動物たちを守るシステムや法の制定が急務である。

## 「各国における少年法の比較」グループ

少年事件が多く起こっていると言われているが、実際にはそれほど犯罪率が増えているわけではない。また、「日本の少年法は甘い。」ともよく聞くので、本当であるのかどうか、外国の少年法の適用と比較して検証した。少年法の目的は「少年の健全な育成のため」「保護処分を行うこと」である。日本では、13歳以下であれば凶悪犯罪(殺人・放火等)を起こしても刑事責任年齢に達していないため、処分されない。14歳~18歳であれば、少年法で裁かれる。犯罪を犯した少年は、家庭裁判所に送致される。少年法では、死刑は執行されず、死刑に相当する場合は、無期刑となる。アメリカでは、1970年代から刑事処分の適用範囲を拡大し、始めから刑事裁判の管轄になる。ロシアの少年法にはそもそも死刑や無期刑という刑罰は無い。しかし、ロシアでは日本の20倍近い凶悪少年事件が起こっている。ロシアでは、死刑になるのは、殺人罪を起こしたときのみで、女性、少年、65歳以上の人には科せられないのである。フランスは、少年に対しては拘禁刑は無く、戒告と罰金だけである。ドイツでも刑事責任は14歳以上とし、16歳未満では少年拘禁は適用されない。以上のことから、刑事責任において日本だけが甘いとは言えない。ある点に於いては甘いかもしれないが他国とさほど変わらない点も多い。これから、日本の少年法をどうしていくか議論することが必要である。

## 「刑罰・裁判員制度」グループ

刑罰とは、有罪の判決を受けた人に対して、その人の生命や自由、財産を強制的に奪うことである。その種類は、死刑・懲役・禁錮・罰金などがある。裁判員が参加する裁判では、ほとんどの場合、死刑・無期懲役・有期懲役のいずれを選択するか、また、有期懲役を選択するときは刑の期間をどうするか、3年以下の懲役刑を選択したときには刑の執行を猶予するか、が問題となる。これまでの刑事裁判は、裁判官だけに判断がゆだねられてきた。証拠の大半は、捜査機関が作った調書であった。その結果、冤罪が疑われる場合も少なくなかった。裁判員制度では、原則として全ての証拠調べは口頭でおこなわれる。市民が刑事裁判に参加することで、証言や証拠を様々な視点・角度から評価することが可能になる。裁判自体の質が向上していると思われる。しかし、数日で判断しきれぬのか等の問題点も指摘されている。

## 〈京都地方検察庁見学〉



現役の女性検事さんにお話を伺いました。

## 〈京都地方裁判所見学〉



実際に裁判員裁判で使用されている法廷です。

## 〈生徒の感想〉

- 「目的に向かって取り組む力や、みんなで役割分担をして学習する力がついた。また、リーダーとして、みんなをまとめたり、進行状況を確認したりできたので良かった。」
- 「今までよく知らなかった法律や少年法についてより深く知ることができてよかったです。日本と外国を比較することで、国際的な視野からも考えることができました。また他の班の発表を聞いて、自分の考えを持つことが大事だとわかりました。」
- 「調べ学習をすることで、法の問題点を見つけ、改善点を議論できたことで法を身近に感じることができた。また、法の適用範囲を調査し、問題が起こる理由を知り、法の改正の必要性を感じることもできた。」
- 「検察庁や裁判所に見学に行き、法に直接関わることで幅広く学習することができた。また、少年犯罪について調べたことで、これをきっかけに、身近な事件やそれによって傷つく人々、少年犯罪について考えるようになった。」